
**「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）
の一部改正について**

日証協 平１５．５．２７

本協会では、５月２７日の理事会において、「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）の一部を改正し、６月１日をもって施行した。

本改正は、６月１日付けで、「一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」が施行され、短期外債（いわゆる「サムライ電子ＣＰ」）について、短期社債等と同様の発行環境等が整備されたことに伴い、短期外債の売買その他の取引の勧誘等の取扱い等について所要の整備を図るものである。

本改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令等の施行に伴う「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）の一部改正について

平成１５年５月２７日
日本証券業協会

I 改正の趣旨

来る６月１日付けをもって、「一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」等が施行され、外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であって振替制度の対象となる権利のうち、我が国の内国法人が発行する短期社債等と同様の要件を満たすもの（短期外債、いわゆる「サムライ電子ＣＰ」）について、短期社債等と同様の発行環境等が整備されることに伴い、短期外債の売買その他の取引の勧誘等の取扱い等について所要の整備を図るため、「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）の一部を改正することとする。

II 改正の骨子

○「短期外債」の取扱い等

「短期社債等」の定義に「短期外債」を含める等所要の整備を図ることとする。

III 実施の時期

この改正は、平成１５年６月１日から施行する。

以 上

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）
の一部改正について

平成１５年５月２７日
下 線 部 分 変 更

新	旧
第 1 総 則 1. ～ 2. (現行どおり) 3. 定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)国内ＣＰ (現行どおり) (2)短期社債 等 社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 号に規定する短期社債、<u>同法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券をいう。</u> (3)～(6) (現行どおり) 4. ～ 5. (現行どおり)	第 1 総 則 1. ～ 2. (省 略) 3. 定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)国内ＣＰ (省 略) (2)短期社債 等 社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 項に規定する短期社債、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券をいう。 (3)～(6) (省 略) 4. ～ 5. (省 略)

新	旧
第2 国内C P等の売買取引等に係る勧誘等 1. ～4. (現行どおり) 第3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等 1. 勧誘を行う場合の取扱い (1) (現行どおり) (2) 協会員は、私募社債の売買取引等（前記(1)の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（証券取引法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。 2. 勧誘が行われない場合の取扱い 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の確認書を当該顧客から受け入れるものとする。 ただし、当該確認書の受入に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を受け入れたものとみなす。 3. (現行どおり) 付 則 この改正は、平成15年6月1日から施行する。	第2 国内C P等の売買取引等に係る勧誘等 1. ～4. (省 略) 第3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等 1. 勧誘を行う場合の取扱い (1) (省 略) (2) 会員は、私募社債の売買取引等（前記(1)の取扱い業務に係るものを除く。）を行う場合は、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を經由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報（証券取引法に基づき開示が行われている情報を含む。）を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。 2. 勧誘が行われない場合の取扱い 会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の確認書を当該顧客から受け入れるものとする。 ただし、当該確認書の受入に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を受け入れたものとみなす。 3. (省 略)